

高額療養費制度のご案内

高額療養費制度とは、長期入院などで1ヵ月ごとの保険自己負担が高額になった場合に、一定の金額を超えた部分の払い戻しが受けられる制度です。

70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

70歳以上の方は世帯の所得状況に応じて自己負担の限度額が定められていますが、収入によっては「限度額適用認定証」が必要になる場合があります。※平成30年8月～変更あり
※食事代、差額ベッド代、レンタル用品代などの保険外診療分は、高額療養費の対象となりませんのでご注意ください。

70歳未満の方の医療費について

- ・「限度額適用認定証」を提示していただくことにより、窓口支払い金額を「自己負担限度額」までとすることができます。
- ・この取り扱いを受けるには、事前に「認定証」を入手していただく必要があります。ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、または市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

- ・手続きは病院では行えません。ご自身で申請し「認定証」をお持ちください。
- ・「認定証」の郵送での受け取りやご提出は取り扱っておりませんのでご遠慮ください。

所得区分	適用区分	3ヵ月目まで	4ヵ月目以降
年収約1,160万円以上 月収83万円以上	ア	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万~1,160万円 月収53万円~79万円	イ	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万~770万円 月収28万円~50万円	ウ	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
年収約370万円未満 月収26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	オ	35,400円	24,600円

※過去1年以内に「限度額認定証」の利用が4回以上あった場合は、4ヵ月目以降の金額になります。

- ・食事代、差額ベッド代、レンタル用品代などの保険診療外の費用は、自己負担限度額の対象になりません。
- ・入院日までに手続きが間に合わない場合は、申請中であることをお申し出ください。「認定証」が届き次第、ご提示をお願いします。
- ・ご提示日によっては入院費の計算に反映できない場合がありますので、ご了承ください。
- ・「認定証」の提示がない場合は窓口で医療費をお支払いいただき、その後高額療養費として払い戻しを受けることができます。手続きについては、ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、または市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

70歳以上の方の医療費について

- ・後期高齢者受給者証、高齢受給者証をお持ちの方は、病院に支払う1ヵ月分の自己負担の上限が決められています。
- ・自己負担限度額は患者さんの世帯の所得により、「上位所得（現役並み）」「一般所得」「低所得」に分けられています。
- ・「上位所得」の方は事前に「限度額適用認定証」交付の申請をおすすめします。
- ・「低所得」が適用されるには「減額認定証」の提示が必要です。該当される方はお住まいの区の区役所でお手続きをお願いします。

※平成30年8月～

所得区分		自己負担限度額	4ヵ月目以降
上位所得 現役並み	年収約1,160万円以上 月収83万円以上	Ⅲ 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
	年収約770万~1,160万円 月収53万円~79万円	Ⅱ 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
	年収約370万~770万円 月収28万円~50万円	Ⅰ 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
一般所得	年収約370万円未満 月収26万円以下	57,600円	44,400円
低所得 (非課税世帯)	住民税課税区分Ⅱ	24,600円	
	住民税課税区分Ⅰ	15,000円	

- ◆前の月にさかのぼる申請は行えません。必ず当月中に申請してください。
- ◆有効期限が切れる前に更新の手続きを行ってください。
- ◆入院中に有効期限が切れる場合は、更新した認定証を窓口で提示してください。

食事療養費について

入院時の食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
限度額区分ア~エ	現役並み一般	510円	
低所得者(限度額区分オ)	低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
		91日目以降	190円
	低所得者Ⅰ	110円	

ご不明な点はお問い合わせください。